

JR 東海 EX-IC サービス規約（コーポレート）

本規約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）が提供する EX-IC サービス等について定めるものです。

第1章 総則

第1条（総則）

1. 本規約は、「エクスプレス予約コーポレートサービス特約」（以下、「EX予約コーポレート特約」という。）の特約とし、EX予約コーポレート特約と本規約との間で重複又は競合する内容については、本規約が優先するものとします。
2. 「JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員規約」（以下、「EXカードコーポレート規約」という。）に定める契約法人（以下、単に「契約法人」という。）は、EXカードコーポレート規約に定めるカード使用者（以下、単に「カード使用者」という。）に本規約を周知する義務を負います。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における主な用語の定義は、以下のとおりとします。
 - (1) 「EX-IC カード」とは、当社が契約法人を対象に貸与する IC チップを内蔵するカードをいいます。
 - (2) 「EX-IC カード番号」とは、EX-IC カードを識別するために EX-IC カードごとに付与された EX-IC カードに固有の番号をいいます。
 - (3) 「記名式 EX-IC カード」とは、契約法人名と個人のカード使用者名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (4) 「非記名式 EX-IC カード」とは、契約法人名と会社、部署名がカードの表面に記載されている EX-IC カードをいいます。
 - (5) 「EX-IC 携帯電話機」とは、カード使用者が、当社が別に定める登録手続をし、当社が登録した携帯電話機をいいます。
 - (6) 「提携企業」とは、契約法人又はカード使用者に対して付帯サービスを提供する企業として、当社が別に定める企業をいいます。
 - (7) 「当社指定路線」とは、EX-IC サービスにより締結することができる特別な旅客運送契約により乗車することができる路線として当社が別に定める鉄道路線をいいます。
 - (8) 「会員情報」とは、契約法人が EX 予約コーポレート特約第 2 条の定めにより登録した事項（EX 予約コーポレート特約第 3 条の定めにより変更された事項を含みます。）をいいます。
2. 本規約に定めのない用語の定義については、EXカードコーポレート規約、EX予約コーポレート特約に定めるところによるものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく本規約を変更できるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。本規約を変更した場合、カード使用者の 1 人が変更後に EX-IC サービス又は付帯サービスのいずれかを利用したことをもって、契約法人及びカード使用者が変更後の規約に同意したものとみなされます。
2. 当社は、前項の変更に起因して、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益については、一切の責任を負いません。

第2章 EX-IC サービス

第4条 (EX-IC サービス)

EX-IC サービス（以下、「本サービス」という。）とは、エクスプレス予約コーポレートサービスの一種であり、携帯電話又はパソコン等による申込により、当社指定路線の旅客運送契約の締結、変更、解約等（以下、「締結等」という。）をすることができるサービスをいいます。ただし、本サービスにより締結等を行うことができる旅客運送契約は、当社が別に定める乗降場（以下、「駅」という。）において入出場する際に EX-IC カード又は EX-IC 携帯電話機等が必要等の特別な旅客運送契約（以下、「EX-IC 運送契約」という。）となります。また、EX-IC 運送契約は、乗車区間等の条件によっては、運賃等が高額となる等、他の旅客運送契約によるよりも契約法人又はカード使用者にとって不利になる場合があります。

第5条 (EX-IC 運送契約の内容)

EX-IC 運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EX サービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条 (利用環境、受付期間、受付時間)

1. 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社のエクスプレス予約ホームページ (<https://expy.jp/>)（以下「当社 HP」という。）により周知するものとします。
2. 本サービスにより EX-IC 運送契約締結等の申込を受け付ける期間および時間は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条 (申込)

カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等を申し込むにあたり、カード使用者の責任において、EX-IC 運送契約の内容を確認したうえで申し込むものとします。

第8条 (申込および決済の方法、契約の成立等)

1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの予約・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
2. 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの予約・申込サイト画面への表示又は会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社はカード使用者に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
3. 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、カード使用者と当社の間で EX-IC 運送契約が成立するものとします。
4. EX-IC 運送契約の運賃等は、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）によって決済することとします。なお、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を締結できる可能額は、EXカードコーポレート規約に定める利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC 運送契約の締結可能件数は、エクスプレス予約 HP により周知するものとします。
5. 第3項の定めにより EX-IC 運送契約が成立した時点において、EX-IC 運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
6. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の変更、解約等を申し込む場合、本サービスの予

約・申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。

7. 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの予約・申込サイト画面への表示又は会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
8. 前項により、第4項により決済した運賃等に払いもどすべき過剰金もしくは新たに収受すべき不足金又は手数料が生じた場合、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）により精算することとします。なお、EX-IC 運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後の EX-IC 運送契約を改めて締結したのち、変更前の EX-IC 運送契約の解約をします。したがって、カード使用者の本サービスにより EX-IC 運送契約を変更できる可能額は、JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）利用限度枠による制限を受ける場合があります。ただし、契約法人もしくはカード使用者から当社に申し出があり、当社が特に認める場合又は運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
9. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結等の申し込みをした後、別に定める所要回答時間を経過した後においても当社から承諾の通知がされない場合には、当社が別に定める JR 東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下、「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項にかかわらず、当社はカード使用者に対し、承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあるものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

契約法人又はカード使用者は、本サービスにより締結、変更した EX-IC 運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの予約・申込サイト上にて確認することができます。

第3章 付帯サービス

第10条（付帯サービス）

当社又は提携企業は、特典として本サービスに付帯するサービス（以下、「付帯サービス」という。）を契約法人又はカード使用者に提供することがあり、契約法人又はカード使用者は、当社又は提携会社が別に定める方法により、付帯サービスを利用することができます。付帯サービスの内容、利用方法等については、当社ホームページへの掲示等の方法により通知します。

第4章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第11条（本サービス等の変更、中断、終了等）

1. 当社は、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく、本サービス又は付帯サービス（以下、総称して「本サービス等」という。）の内容を変更することができるものとし、変更後は、変更後の内容のみ有効とします。
2. 当社は、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供の中断もしくはカード使用者のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。

- (1) システム等の保守、点検を行う場合。
- (2) システム等に障害が発生した場合。
- (3) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態又は当社の責によらない何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合。
- (4) その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合。

4. 当社は、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく、本サービス等の一部又は全部の提供を終了させることができるものとします。
5. 当社は、前各項の本サービス等の内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施又は提供の終了に伴って契約法人、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 12 条（通知の方法）

1. 当社から契約法人又はカード使用者への本サービス等の内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの予約・申込サイトもしくは当社ホームページ上への掲示、会員情報として登録された電子メールアドレスへの電子メールの送信、電話番号への電話連絡、契約法人の所在地への郵便物の送付等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
2. 前項の通知が本サービスの予約・申込サイト又は当社ホームページ上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
3. 第 1 項の通知が電子メールによって行われる場合、当社が電子メールを送信するときに会員情報として登録された電子メールアドレスに宛てた電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 第 1 項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、当社が郵便物を送付するときに契約法人の所在地に宛てた郵便物が当該所在地に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
5. 前 2 項において、会員情報として登録された電子メールアドレス又は契約法人の所在地が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
6. 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、又は到達しなかったことにより、契約法人、カード使用者又は第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第 13 条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第 2 章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第 5 章 EX-IC カード

第 14 条（EX-IC カードの発行および効力）

1. 当社は、本サービスの提供に関連して、契約法人に対し、当社が必要と認める種類及び枚数の EX-IC カードを発行し、貸与します。
2. EX-IC カードの所有権は、当社に属し、契約法人は、本規約により使用することが認められたカード使用者への貸与をのぞき、第三者に、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
3. 契約法人及びカード使用者は、善良なる管理者の注意を持って EX-IC カード（内蔵する IC チップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。

4. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって EX-IC カードにより当社が別に定める駅において入出場するとき、又は付帯サービスを利用するときは、常に EX-IC カードおよび JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないこと又は付帯サービスの全部又は一部の提供を受けられないことがあります。
5. EX-IC カードは、EX-IC カード表面に記載されたカード使用者以外は使用できません。
6. EX-IC カードには記名式 EX-IC カードと非記名式 EX-IC カードがあります。
7. EX-IC カードが第三者に使用された場合、契約法人は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
8. 当社は、EX-IC カードに在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

第 15 条（EX-IC カードの有効期限および更新）

1. EX-IC カードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め契約法人に通知した場合には、EX-IC カードの有効期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、EX-IC カードの有効期限前に、当社の都合により EX-IC カードを予告なく交換することがあります。
3. EX-IC カードの有効期限が満了する場合、契約法人から EX-IC カードの更新を希望しない旨の通知がない EX-IC カードについて、当社が引き続き適当と認めるときは、EX-IC カードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新した EX-IC カードを自動的に発行します。

第 16 条（EX-IC カードの返却等）

1. 契約法人又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、契約法人又はカード使用者に対し、EX-IC カードの返却を求めるないし本サービス等の提供を終了することがあります。
 - (1) 本規約に違反した場合。
 - (2) 当社が定める期間内において、1 回も本サービスを利用していない場合。
 - (3) EX-IC カードを当該カード表面に記載のあるカード使用者以外の第三者に使用させた場合。
 - (4) EX-IC カードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）又は公序良俗に反する行為に使用した場合。
 - (5) 換金目的による EX-IC 運送契約の締結又は付帯サービスの利用等、EX-IC カードの利用状況が適当でないと当社が認めた場合。
 - (6) EX-IC カード本体又は内蔵する IC チップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合。
 - (7) 契約法人が、株式会社セディナへの約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より EX-IC カードの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合。
 - (8) EX-IC 運送契約の内容について、当社が別に定める「EX サービス運送約款」又は他社が定める約款に重大な違反をした場合もしくは繰り返し違反した場合。
 - (9) 当社から複数の EX-IC カードを貸与されている場合で、他の EX-IC カードについて本項のいずれかの事由に該当した場合。
 - (10) 第 22 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC 携帯電話機の登録取消を受けた場合。

(11)その他、契約法人又はカード使用者の EX-IC カードの利用が適当でないと当社が認めた場合。

2. 前項により契約法人又はカード使用者が EX-IC カードの返却を求められた場合、カード使用者が当社との間に締結したその時点で有効な EX-IC 運送契約に基づく権利その他 EX-IC カードに基づく権利は、無効となります。
3. 契約法人は、契約法人でなくなった場合、速やかに EX-IC カードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、契約法人又はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。
4. 契約法人は、契約法人でなくなった後であっても、EX-IC カードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 17 条 (EX-IC カードの紛失、盗難および不正使用)

1. 契約法人又はカード使用者は、EX-IC カードを紛失し、又は盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレス IC カード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-IC カードの利用停止を申し出るものとします。その上、契約法人は当社所定の届出書を当社宛に提出するものとします。
2. 契約法人又はカード使用者の EX-IC カードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 14 条第 7 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は契約法人が負担するものとします。
 - (1) 契約法人又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合。
 - (2) 契約法人又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
 - (4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
 - (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。
 - (6) 第 1 項の申し出又は届出書の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします(以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。)。防護措置期間経過後に生じた EX-IC カードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第 14 条第 7 項の定めにかかわらず、契約法人は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. JR 東海エクスプレス・カード (コーポレート) を紛失し、又は盗難に遭う等して、その後、EX-IC カードが第三者により不正使用された場合の補償については、EXカードコーポレート規約第 13 条によります。
5. 契約法人又はカード使用者が EX-IC カードを紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR 東海エクスプレス・カード (コーポレート) を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、EXカードコーポレート規約第 13 条による補償はありません。

第 18 条 (EX-IC カードの再発行)

1. 当社は、契約法人が当社の定める変更手続をすることにより、在来線用の IC カード乗車券にかかわる機能の付加その他 EX-IC カードの種別を変更して再発行することがあります。
2. 当社は、EX-IC カードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に契約法人及びカード使用者に通知することなく EX-IC カード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
3. 当社は、契約法人が EX-IC カードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-IC カードを再発行します。
4. 前各項の EX-IC カードの再発行の際には、契約法人又はカード使用者は、EX-IC カードを保有してい

ば、これを当社に返却しなければなりません。ただし、当社が特に認める場合には、当社が EX-IC カードの所有権を放棄し、契約法人又はカード使用者の責任において EX-IC カードを処分させることができるものとします。

5. 契約法人は、第 1 項又は第 3 項により EX-IC カードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）により決済するものとします。

第 19 条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC カードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC カードの使用上の誤りにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (3) JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）、エクスプレス予約サービス、EX-IC カードの案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により契約法人、カード使用者又は第三者の被った不利益。
- (4) 当社が第 17 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、契約法人、カード使用者又は第三者の被った不利益。

第 6 章 EX-IC 携帯電話機

第 20 条（EX-IC 携帯電話機）

1. EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合に携帯電話機を使用して当社が別に定める駅において入出場することを希望するカード使用者は、当該入出場に使用する携帯電話機（ただし、東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR 東日本」という。）が提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。）について、当社が別に定める EX-IC 携帯電話機登録手続をするものとします。
2. 当社は、前項の登録手続をした携帯電話機のうち、当社が別に定める基準を満たす携帯電話機について、EX-IC 携帯電話機として登録します。
3. カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、EX-IC 携帯電話機で当社が別に定める駅において入出場するときは、常に EX-IC 携帯電話機および JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）を携帯し、当社、当社指定路線を運営する他社の係員より提示を求められたときは、速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、カード使用者は、EX-IC 運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
4. EX-IC 携帯電話機は、当該電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外は使用できません。
5. EX-IC 携帯電話機が第三者に使用された場合、契約法人及びカード使用者は、承諾したと否とにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
6. 契約法人又はカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場する場合に必要な通信費用等を、自ら負担するものとします。
7. 契約法人又はカード使用者は、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場するために必要な機器、ソフトウェア、携帯電話事業者との間で締結すべき各種の契約その他すべての環境（以下、「利用環境」という。）を、自らの責任と負担において確保し、維持するものとします。なお、利用環境を満たさない EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。
8. カード使用者は、EX-IC 携帯電話機が、故障、電池切れ、携帯電話網を介した通信状態の不安定等、通

常に利用できる状態にない場合、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場できません。

第 21 条 (EX-IC 携帯電話機としての登録期限および更新)

1. EX-IC 携帯電話機としての登録期限は、EX-IC カードの有効期限が満了する日までとします (EX-IC カードの有効期限が更新されると自動的に登録期限も EX-IC カードの有効期限まで延長されます。)。ただし、当社が必要と認め契約法人又はカード使用者に通知した場合には、登録期限を変更することができるものとします。
2. 前項にかかわらず、当社の都合により予告なく EX-IC 携帯電話機としての登録期限を変更することがあります。

第 22 条 (EX-IC 携帯電話機の登録取消)

1. 契約法人又はカード使用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社、当社指定路線を運営する他社又は提携企業は、会員の EX-IC 携帯電話機としての登録を取り消さないし本サービス等の提供を終了することがあります。
 - (1) 第 16 条第 1 項のいずれかの事由に該当したことにより EX-IC カードの返却を求められた場合。
 - (2) EX-IC 携帯電話機の利用者として登録されたカード使用者本人以外の第三者に EX-IC 携帯電話機を使用させた場合。
 - (3) EX-IC 携帯電話機を不正乗車 (不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。) 又は公序良俗に反する行為に使用した場合。
 - (4) EX-IC 携帯電話機に記録された駅における入出場に係る情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動又は第三者に提供等した場合。
 - (5) その他、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用が適当でないと当社が認めた場合。
2. 契約法人は、契約法人でなくなった後であっても、カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第 23 条 (EX-IC 携帯電話機の紛失、盗難)

1. カード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合には、契約法人又はカード使用者はカスタマーセンター等に電話連絡し、EX-IC 携帯電話機の利用停止を申し出るものとします。
2. 契約法人又はカード使用者の EX-IC 携帯電話機の利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 20 条第 5 項の定めその他、そのために生じた一切の損害は契約法人が負担するものとします。
 - (1) 契約法人又はカード使用者の故意又は重大な過失に起因して、紛失、盗難又は不正使用が発生した場合。
 - (2) 契約法人又はカード使用者の関係者が紛失、盗難又は不正使用に関与した場合。
 - (3) 本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合。
 - (4) 当社又は当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合。
 - (5) 不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合。
 - (6) 第 1 項の申し出の内容が虚偽である場合。
3. 当社は、第 1 項の申し出を受領した場合、防護措置期間内に EX-IC 携帯電話機で駅において入出場することができなくなるように防護措置その他の所定の手続をとるものとします。防護措置期間経過後の EX-IC 携帯電話機による駅における入出場については、前項各号に該当する場合を除き、第 20 条第 5 項の定めにかかわらず、契約法人は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
4. JR 東海エクスプレス・カード (コーポレート) を紛失し、又は盗難に遭う等して、その後、EX-IC 携帯電話機が第三者により不正使用された場合の補償については、EX-IC カードコーポレート規約第 13 条

によります。

5. 契約法人又はカード使用者が EX-IC 携帯電話機を紛失し、又は盗難に遭った場合であっても、JR 東海 エクスプレス・カード（コーポレート）を紛失し、又は盗難に遭う等していなければ、EXカードコーポレート規約第 13 条に定める補償はありません。

第 24 条（EX-IC 携帯電話機の再登録）

カード使用者が EX-IC 携帯電話機の紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社の定める再登録手続を行い、これを当社が認めた場合には、カード使用者は新たな携帯電話機（ただし、JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスに登録されたものに限ります。）を EX-IC 携帯電話機として再登録します。

第 25 条（当社の免責事項）

当社は、EX-IC 携帯電話機の利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- (1) カード使用者の EX-IC 携帯電話機の使用上の誤りにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (2) 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断・遅滞・中止したことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (3) JR 東海エクスプレス・カード（コーポレート）、エクスプレス予約サービス、EX-IC 携帯電話機の案内冊子等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (4) 利用環境の変更により、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (5) 当社が第 23 条第 1 項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した EX-IC 携帯電話機による駅における入出場により、契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (6) JR 東日本の提供する「モバイル Suica」サービスのメンテナンス、障害等のため、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができないことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。
- (7) 一部あるいは全部の「モバイル Suica」会員に対して JR 東日本によりなされた各種の措置により、EX-IC 携帯電話機で駅において入出場ができなくなったことにより契約法人、カード使用者又は第三者が被った不利益。

第 7 章 その他

第 26 条（債権譲渡および債権供担保の禁止）

契約法人及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与又は担保に供してはならないものとします。

第 27 条（相殺禁止）

契約法人及びカード使用者は理由のいかんを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第 28 条（合意管轄裁判所）

本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。